

○久山町立幼稚園条例

平成28年12月15日

久山町条例第28号

改正 平成29年9月8日条例第15号

(一部未施行)

久山町立幼稚園設置条例（平成10年久山町条例第12号）の全部を改正する。

(設置)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するため、久山町立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久原幼稚園	久山町大字久原3520番地
山田幼稚園	久山町大字山田901番地1
けやきの森幼稚園	久山町大字山田3155番地1

(改正（平29条例第15号）)

(入園料及び利用者負担額)

第3条 幼稚園に入園した者は、次の入園料及び利用者負担額を納入しなければならない。

(1) 入園料は、3,000円とする。

(2) 利用者負担額は、年額84,000円を上限額とし、久山町立幼稚園規則（平成28年久山町教育委員会規則第1号）で定めるところによる。

2 月の途中において入園し、又は退園した場合の利用者負担額は、これを1月として計算する。

(納入期限及び減免)

第4条 入園料は、入園の際、納入しなければならない。

2 利用者負担額の徴収は毎月行うものとし、納入期限は当該月の末日までとする。ただし、12月は25日までとする。

3 納入期限当該日が日曜日及び土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をその期限とする。

4 教育委員会が特別の事由があると認めたとき、町長と協議の上、利用者負担額を減免す

ることができる。

(入園料及び利用者負担額の返還)

第5条 既納の入園料及び利用者負担額は、原則返還しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

第2条 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年久山町条例第9号)の一部を次のように改正する。

[省略]

附 則(平成29年9月8日条例第15号)抄

この条例は公布の日から施行する。